

ガス系消火設備の 容器弁の点検が 義務化されました

—平成25年11月26日 消防庁告示第19号—

容器弁



ニコリタンちゃん
©NITTAN

点検基準の改正

消防設備等の容器弁の点検基準が平成25年11月26日に改正され、**法的に点検の実施が義務づけられました。**(消防庁告示第19号)

改正後の点検期限

二酸化炭素消火設備	ハロゲン化物、粉末、不活性ガス消火設備等
設置後 25年 まで	設置後 30年 まで

当社での点検の実施

容器弁は、構造や形状がさまざまなため、各機器を熟知した者の点検が必要です。当社では、**工場に貯蔵容器ごと持ち帰り**実施します。点検中は代替容器をご用意できます。当社は、点検期間の短縮と消火設備をより長く安心してお使いいただくために**新品の貯蔵容器への交換**をおすすめしています。

設置後15年を経過したら点検をおすすめしています!

点検する理由とは?

- ①経年劣化による誤放出事故防止のため
- ②不作為防止のため

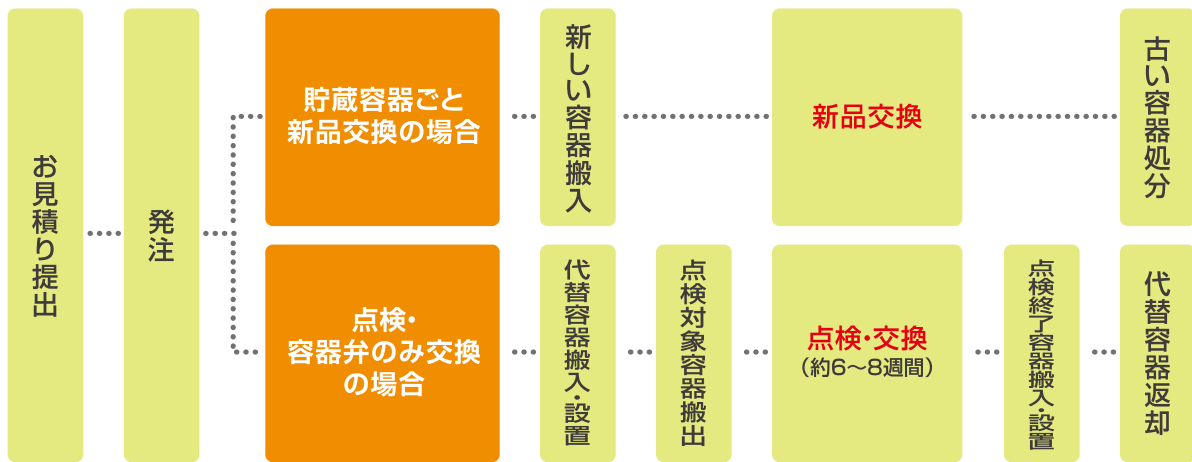
点検の内容とは?

- ①外観点検
- ②構造・形状・寸法点検
- ③耐圧点検
- ④気密点検
- ⑤安全装置等作動点検
- ⑥表示点検

該当する設備とは?

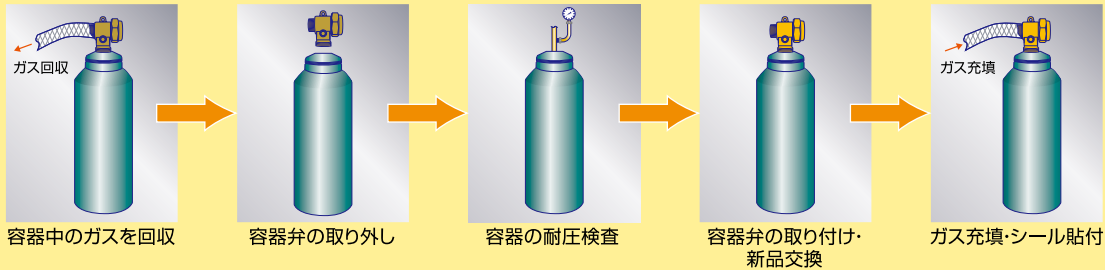
- 二酸化炭素消火設備
- ハロン1301消火設備
- HFC-23消火設備
- 窒素(N₂)消火設備
- HFC-227ea消火設備
- FK-5-1-12消火設備

点検・新品交換の流れ



※交換した容器弁には、一般社団法人 日本消火装置工業会発行のシールを貼付します。

工場へ持ち帰り、容器弁を点検・新品に交換します



18~20年（日本消火装置工業会推奨年数）を過ぎた容器や劣化の著しい容器は新品交換をおすすめしています

経過措置について

二酸化炭素消火設備	昭和52年3月31日以前に設置	平成28年3月31日までに点検
	昭和52年4月1日～平成5年3月31日までに設置	平成30年3月31日までに点検
	平成5年4月1日～平成25年11月25日までに設置	25年経過するまでに点検
ハロゲン化物、不活性ガス消火設備等	昭和63年3月31日以前に設置	平成30年3月31日までに点検
	昭和63年4月1日～平成25年11月25日までに設置	30年経過するまでに点検

安全にお使いいただくために ご使用前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

お問い合わせはこちらまで

本資料の内容は製品改良などのために変更することがありますのでご了承ください。このカタログの内容は2017年8月現在のものです。

ニッタン、NITTAN はニッタン株式会社の登録商標です。



2017.08.EMA



ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5
TEL 03-5333-8601(代表)



<http://www.nittan.com/>